

(案)

## 令和 8 年度名古屋競馬場馬糞回収処分業務仕様書

2026 年度版

適用 2026. 4. 1

愛知県競馬組合

1 件名

令和8年度名古屋競馬場馬糞回収処分業務

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

愛知県弥富市駒野町地内

4 業務内容

愛知県競馬組合 名古屋競馬場内の各ダストボックスに集積した馬糞(糞殻、藁混入)(以下「馬糞という。」)について、回収車にて回収し、場内堆積場へ運搬する。また、その馬糞の一部を堆肥化処理し、場外への搬出する。

5 対象となる回収物の種類等

回収、運搬を委託する回収物の内容、予定数量および性状等は、次のとおりとする。

なお、競走馬の入退厩により、数量は変化する。

(1)回収物の内容 馬糞(糞殻、藁混合物)

(2)予 定 数 量 5,150t(全量 回収時の重量)

(3)回収物の性状等 固形物 ただし、降雨後など水分含量が多い場合がある。

6 ダストボックス配置場所および堆積場位置

別紙 配置図(添付資料1)のとおり

7 一般事項

(1)受注者は、業務の実施にあたっては、関係諸法令に基づき発注者が定めた諸規定を遵守しなければならない。

(2)受注者は、業務の実施にあたっては、資格、技能等で適した従業員を配置し、その資格証または技能証のコピーを監督員に提出すること。

また、誠実かつ善良なる管理のもと注意義務をもって業務を行うものとする。

(3)受注者の行った業務の実施に瑕疵または業務不履行があり、善良なる管理者の注意を欠いたために、不完全な実施がされた場合は、受注者は、発注者に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、受注者の責めに基づかないときは、この限りではない。

(4)受注者は業務の実施にあたり、受注者を代理する責任者を選任するものとする。

(4)－1 責任者は次の任にあたるものとする。

ア 業務の実施に関する発注者との連絡及び調整

イ 業務仕様書に基づく細部事項の打合せ

ウ 業務に従事する受注者の従業員の管理および指揮監督

(4)－2 発注者は業務の実施に対し、仕様書に基づく指示等は受注者の選任した責任者に対して行うものとし、受注者の責任者以外の従事員に対し直接これを行ってはならない。

(4)－3 受注者は、当月の業務開始前までに従事者名簿(添付資料2)を提出しなければならない。提出後に変更が生じたときは、その都度提出しなければならない。

(5)受注者は業務に従事する従業員の教育・指導に万全を期すとともに、風紀および規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

(6)受注者は、本業務開始前までに業務に関する業務計画書を策定し、発注者に提出しなければならない。

(6)－1 受注者は業務を実施したときは日々作業報告書および添付資料等を、書面をもって速やかに報告するものとする。

(6)－2 発注者は、受注者に対し随時業務の報告を求めることができる。

(7)受注者は、建物本体、付帯施設、設備等に損傷または不良箇所等の異常を発見したときは、その旨を直ちに適切な措置を講じるとともに、損傷または不良箇所を撮影した写真を書面にて報告するものとする。

また、業務を行うにあたり設備等を受注者において設置する場合は、設置する前までに書面にて設備設置届を提出し、承諾を得るものとする。

設置する設備において電気の需給を行う場合は、小メーターを設置するとともに、使用前のメーターの数値を写真撮影し、発注者に報告するものとする。(設備設置に係る費用は、受注者負担とする。)

(8)受注者は業務中、次の事項を遵守すること。また、受注者は受注者の従業員に本事項の周知徹底を図ること。

(8)－1 愛知県競馬組合が所管する施設でのすべての勝馬投票券の購入および払戻しを行わないこと。

(8)－2 その他競馬に係る不正又は不正と疑われる行為を行わないこと。

## 8 業務内容

名古屋競馬場内に配置されたダストボックスに集積した馬糞について関係法令、競馬場特有のルール等を理解し、業務を行う。

### (1) 回収・運搬業務

午前9時から行うものとし、競走馬を見かけた場合は、業務を一旦中止する。

ダストボックスの配置は、調教師の依頼により増減するため、発注者よりその連絡があった場合は、業務に反映させること。

各ダストボックスで回収した馬糞を回収車に積載し、堆積場へ運搬し、荷おろす。

場内通行速度は、徐行程度とし、競走馬を見かけた場合に、すぐに停止できる速度とする。

堆積場出入口には、放馬対策の門扉がある。この門扉の開閉は、1台ごとに行い、常時閉めておくこと。

回収した馬糞を積載した回収車が、堆積場にて荷下ろすとき、1台ごとにトラックスケール等で回収量を計測するとともに、その計測結果(添付資料3)を発注者に書面にて報告すること。

### (2) 処理業務

堆積場に荷おろした馬糞のうち、1,810t(5t/日(日あたり処理上限数量))を、堆肥化し場外へ搬出する。

その際、水道使用および電気の需給を行う場合は、その費用は、受注者の負担とする。

堆肥化処理後の搬出先を必ず確保し、書面での契約等を行った場合は、その書面のコピーを発注者に提出し、書面での契約等を行っていない場合は、搬出先市町村および事業主名を作業報告提出時に、提出すること。

1,810tのうち、搬出の見通しが立たなくなった回収物は、受注者は関係法令に基づき、廃棄物として適正に、自らの責任において処分すること。(廃棄物処分に係る費用は、受注者の負担とする。)

また、搬出数量について、トラックスケール等を用いて数量(搬出時の重量)を計測し(添付資料4)、発注者に報告すること。

搬出により得られると予想される利益(売却金額から運搬費等の経費を差し引いたもの)については、必要経費から差し引いて契約する。

### (4) 貸与車両、堆積場概要

以下の車両、施設等を、発注者から貸与するものとするが、車両等で使用する燃料およびアドブルーは、受注者負担とする。

#### (4)-1 貸与車両

ホイールローダ バケット容量1.3m<sup>3</sup> 1台

ユニック付きダンプ式回収車 積載量2.8m<sup>3</sup> 1台

受注者の責により貸与車両等の破損等をした場合は、その旨を発注者に報告し、速やかに現況

復旧を行うこと。

#### (4)-2堆積場概要

##### 堆積場①

幅8. 2m × 奥行11. 0m 1マス

幅8. 0m × 奥行11. 0m 1マス

幅10. 8m × 奥行11. 0m 1マス

##### 堆積場②

幅7. 7m × 奥行15. 0m 7マス

##### 堆積場③

屋外 330m<sup>2</sup> 1箇所

屋外 1, 200m<sup>2</sup> 1箇所

屋外 770m<sup>2</sup> 1箇所

#### (5)発注者負担

ダストボックスの購入、ダストボックスの配置、劣化による入れ替え

### 9 業務日

発注者が、四半期ごとに通知する行事予定表により業務を行う。

この通知は、各四半期の始まる前の前々月の末月までに行い、月あたり4日の休日（馬糞未回収日）が設けられていない（5日以上もしくは3日以下）場合は、協議の上、休日を4日とする。

年間業務日数：317日

### 10 作業報告

受注者は、契約を忠実に履行するため、毎月の業務終了後、業務完了報告書（添付資料3）を発注者に提出すること。

ただし、発注者が、業務が仕様書どおりに行われてなかったと認めた場合は、この手直しを命ずることができる。この場合の費用は、すべて受注者負担とする。

### 11 留意事項

11-1 業務中は、保護帽を着用し、労働安全衛生規則を遵守すること。

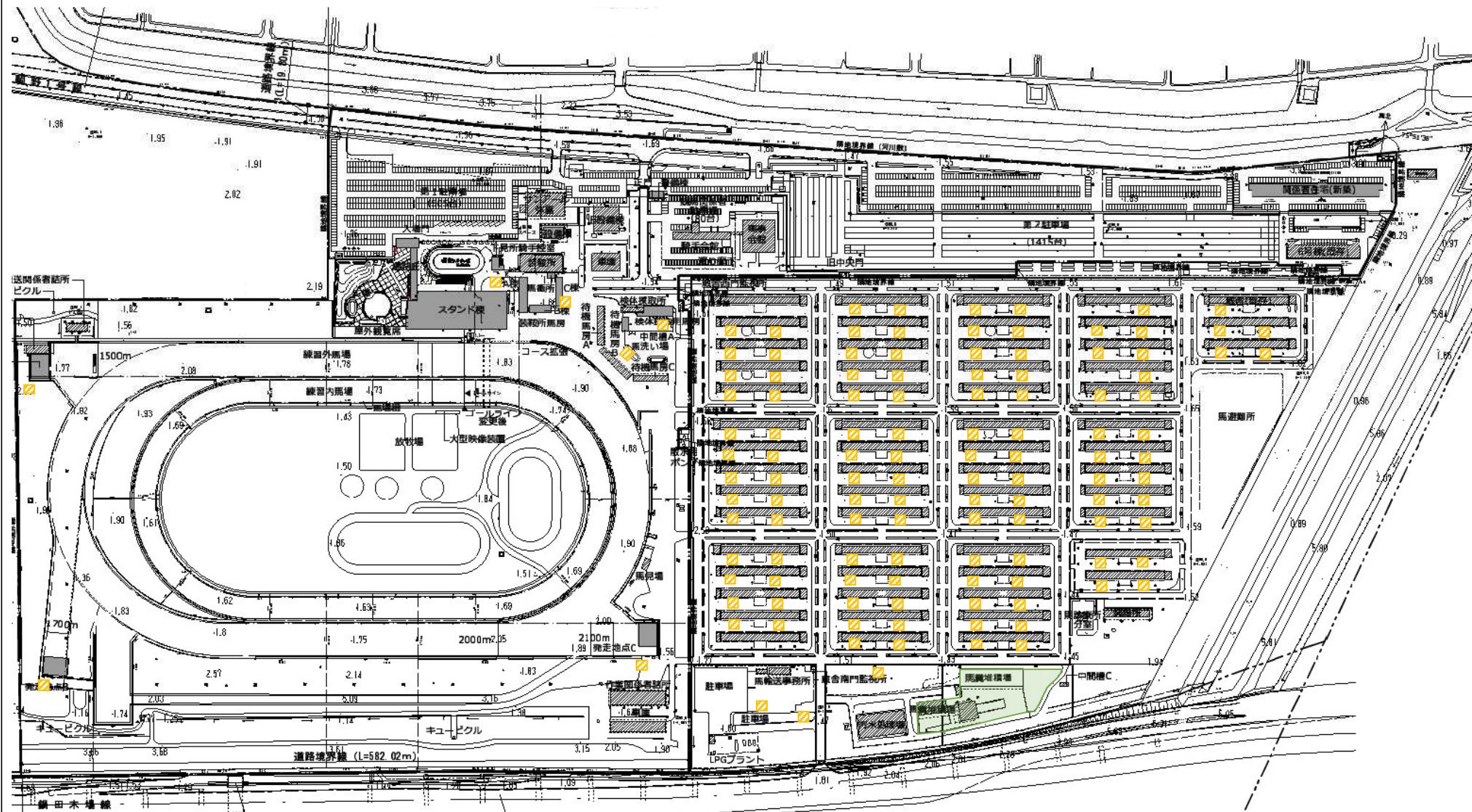
11-2 運搬業務中に、回収車荷台からこぼれた馬糞は、受注者の責により、速やかに回収および清掃を行うこと。

### 12 緊急の措置

業務実施上、緊急の必要があると認められる場合、発注者は受注者に対し所要の措置を求めることができる。

### 13 その他

- 14-1 本仕様書に明記はなくとも、業務遂行上当然必要となる軽易な事項は、受注者の負担で行うこととする。
- 14-2 受注者は、本件の履行に関連する法律上のすべての責任を負うものとする。
- 14-3 一般農家等より馬糞の提供依頼があった場合は、堆肥化処理以外の馬糞から提供する。  
その際、ホイールローダーでの積込み依頼がある場合は、協力すること。



凡例

## □ ダストボックス

## 堆積場

令和8年度名古屋競馬場馬糞回収処分業務

図面番号

## ダストボックス配置場所および堆積場位置

1

計 2026年1月

愛知県競馬組合

## 令和8年度名古屋競馬場馬糞回収処分業務

## 令和 年 月度 従事者名簿

番号	ふりがな	資格 または 技能
	氏名	
1 責任者	責任者	
2 従業員	従業員	
3 従業員	従業員	
4 従業員	従業員	
5 従業員	従業員	
6 従業員	従業員	
7 従業員	従業員	
8 従業員	従業員	
9 従業員	従業員	
10 従業員	従業員	

## 月分 業務完了報告書(回収量報告書)

## 月分 搬出数量報告書